

農業集落排水施設の使用料金について

1. 農業集落排水施設使用料の算定について

使用料は、使用人数に応じた料金を納入していただくことになっています。(消費税込) 10%

区 分		基本料金 (月額)	1人につき (月額)	備 考
A	一般世帯	1, 6 7 7 円	6 3 0 円	世帯員の数とする
		1, 6 7 7 円	4 2 0 円	生活雑排水のみ (トイレは汲み取りなど)
B	店舗等	3, 1 4 4 円	5 2 5 円	従業員または従業員+定員の数とする
C	事業所等	1, 6 7 7 円	5 2 5 円	従業員の数とする
D	学校等	3, 1 4 4 円	2 6 3 円	職員と生徒等の数
E	公民館等	1, 6 7 7 円	—	
F	その他	—	5 2 5 円	(不特定多数の人が利用する施設) 建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準 (JISA3302) により算定した人員

※算出後に10円未満切り捨て

区 分	備 考
A 一般世帯	一般家庭
B 店舗等	飲食店、鮮魚仕出店等、医療施設、理美容、農協、支所、給食センター、その他類似施設
C 事業所等	事業所、商工会、郵便局、小売店、その他類似施設
D 学校等	学校、保育園、児童館、その他類似施設
E 公民館等	公民館、集会施設、寺院、その他類似施設
F その他	上記以外のもので市長が指定した施設

宇城市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例

(使用料の算定)

第18条 市長は、月の途中で施設の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は再開したときの使用料は、使用日数が14日以下の場合には月額使用料の半額とし、15日以上の場合には月額使用料の全額として算定する。

2 市長は、使用者から使用料を算定するために必要な資料の提出を求めることができる。

3 世帯員の確認は、住民基本台帳によるものとし、その基準日は毎月1日とする。ただし、中途加入者の場合は、加入時の世帯人員とする。

2. 農業集落排水施設使用料早見表（消費税10%） 一般世帯の場合

人数 人	使用料 円	人数 人	使用料 円	人数 人	使用料 円
1	2,300	6	5,450	11	8,600
2	2,930	7	6,080	12	9,230
3	3,560	8	6,710	13	9,860
4	4,190	9	7,340	14	10,490
5	4,820	10	7,970	15	11,120

3. 農業集落排水施設を使用される際の注意点

次のような場合は、必ず下水道課まで届出をお願いします。

- ①農業集落排水施設の使用を休止、廃止、再開したとき
- ②農業集落排水施設の利用者が変わったとき
- ③使用人数に変更があったとき
例) ご家族の死亡・出生・転入・転出（遠隔地の大学入学・長期入院等を含む）

【お問い合わせ先】

宇城市土木部上下水道課

下水道庶務係

〒869-0592

宇城市松橋町大野85

TEL 0964-32-1674